

浦添市議会委員会条例の一部を改正する条例

浦添市議会委員会条例（昭和47年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「水道部」を「上下水道部」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。